

子ども・子育て支援事業計画変更内容一覧

変更の内容	経緯・理由	該当ページ
<p>【教育・保育事業の確保方策】</p> <p>各保育施設の利用定員の変更に伴い、教育・保育事業の確保方策の数値を変更する。</p>	<p>【教育・保育事業の確保方策】</p> <p>各保育施設における児童の入所状況や今後の児童数見込み、保育士不足の現状及び施設の整備状況等を踏まえ、定員に見直しが必要と考えられる施設について、利用定員の変更を行ったため。</p>	P61 ～ P71
<p>【地域子育て支援拠点事業の確保方策】</p> <p>地域のボランティアが運営する「ここにこサークル」について開催施設数の見直しを行い、確保方策の数値を変更する。</p>	<p>【地域子育て支援拠点事業の確保方策】</p> <p>「ここにこサークル」について、出生数の減少や早期入園により1施設あたりの利用者数が減少し、親子同士の交流機会が減少している。そのため、施設数の見直しを行い、1施設あたりの利用者数の増加を図ることにより、親子の交流機能を高める。</p>	P76 ～ P78
<p>【子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業】</p> <p>確保方策の調整機関を「こども若者支援センター」に変更する。</p>	<p>【子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業】</p> <p>令和7年4月に機構改革により名称変更を行ったため。</p>	P82
<p>【実費徴収に係る補足給付事業の補助上限額】</p> <p>副食材料費に要する費用の補助上限金額の表記を削除する。</p>	<p>【実費徴収に係る補足給付事業の補助上限額】</p> <p>国の補助上限額の引き上げ等により金額が変更となる可能性があるため。</p>	P83
<p>【多様な事業者の参集促進・能力活用事業の確保方策】</p> <p>認定こども園特別支援教育・保育経費の対象施設の量の見込みと確保方策を変更する。</p>	<p>【多様な事業者の参集促進・能力活用事業の確保方策】</p> <p>特別支援保育指定園が1園増加したため。</p>	P83
<p>【乳児等通園支援事業の確保の内容及び実施時期】</p> <p>国の基本指針に基づき、乳児等通園支援事業の量の見込み、確保方策及びその実施時期を追加する。</p>	<p>【乳児等通園支援事業の確保の内容及び実施時期】</p> <p>基本指針の改正により必須記載事項に新たに追加された項目に関する記載を追記した。</p>	P86
<p>【乳児等通園支援事業の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容】</p> <p>乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容を追加する。</p>	<p>【乳児等通園支援事業の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容】</p> <p>基本指針の改正により必須記載事項に新たに追加された項目に関する記載を追記した。</p>	P86